

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<b>【本編】</b>	<b>【本編】</b>
I 基本的考え方	I 基本的考え方
I－4 他の監督指針等との関係	I－4 他の監督指針等との関係
I－4－2 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係	I－4－2 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)
(3)金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う(III－4－16参照)。	(3)金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う(III－4－17参照)。
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点	III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点
III－4 銀行法等に係る事務処理	III－4 銀行法等に係る事務処理
III－4－12 顧客の利益の保護のための体制整備	III－4－12 顧客の利益の保護のための体制整備
(新設)	<u>III－4－13 暗号資産に関する留意事項</u> <u>III－4－13－1 意義</u> <p style="margin-left: 2em;">暗号資産の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、銀行グループが暗号資産を保有する際にはその価格変動リスクについての検討が必要となる。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。</p> <p style="margin-left: 2em;">以上のほか、これらのリスクが顕在化した場合のレビューテーション・リスク等も</p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

考慮すれば、銀行グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、銀行グループの業務において、暗号資産の取得、保有又は処分等（暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含む。以下「暗号資産の取得等」という。）が生じる場合には、銀行の固有業務の運営への支障や銀行グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある。

### III-4-13-2 主な着眼点

銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、銀行法施行規則第13条の6の9及び同条の6の10に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。

#### ① 暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性（以下「暗号資産の特性等」という。）等を踏まえ、暗号資産のリスクの特定・評価について十分な検討が行われ、以下の②から④の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しが実施されているか。

#### ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産の取得等の適否を慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、暗号資産の取得等を行うことがないよう留意する。

また、暗号資産の取得等の相手方のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の状況等にも留意する等、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、暗号資産の取得等に関して、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、II-3-1-3-1-2(4)に準じた対策が適切に講じられているか。

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

### ③ 財務の健全性確保を図るための措置

銀行グループの業務において暗号資産の取得が必要となる場合であっても、健全性の確保の観点から、取得する暗号資産の量については当該業務のために必要最小限度の範囲とする等、適切な方針が定められているか。また、暗号資産の保有についても、当該暗号資産の市場リスク、流動性リスク等を考慮の上で、速やかに売却する等により適切な処分を図ることが可能な態勢となっているか。

なお、銀行グループにおいては、投資の目的をもつてする暗号資産の取得等を行わないこととしているか。

### ④ 暗号資産の取得等に係る安全管理措置

- 暗号資産の管理を担当する部署及び責任者を明確にしているか（複数の部署で暗号資産の管理を担当する場合には、部署間の担当と責任が明確になっているか。）。また、取り扱う暗号資産の特性等に関する十分な知識・経験を有する者を配置しているか。
- 暗号資産の管理、流出時の対応その他暗号資産に係る内部規程を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。また、当該内部規程について、定期的な検証及び見直しが行われているか。
- 不正アクセス等による暗号資産の流出の防止のための対策等、取り扱う暗号資産の管理に関するシステムリスク管理態勢が十分に構築されているか。また、当該システムリスク管理態勢について、専門家による定期的な検証及び見直しが行われているか。

III-4-13 銀行主要株主

III-4-13-1 意義

(1)、(2) (略)

III-4-13-2 銀行主要株主認可審査において確認すべき事項

III-4-13-2-1 事業会社等による銀行主要株主認可申請

(1)、(2) (略)

III-4-14 銀行主要株主

III-4-14-1 意義

(1)、(2) (略)

III-4-14-2 銀行主要株主認可審査において確認すべき事項

III-4-14-2-1 事業会社等による銀行主要株主認可申請

(1)、(2) (略)

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>(3)事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</p> <p>① 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下<u>III-4-13</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>III-4-13-2-2 投資ファンドによる銀行主要株主認可申請</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>III-4-13-3 認可後の監督において留意すべき事項</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><b>III-4-13-4 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について</b></p> <p>(1)上記<u>III-4-13-1</u>から<u>III-4-13-3</u>の観点は、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2)また、上記<u>III-4-13-1</u>から<u>III-4-13-3</u>に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p> <p><b>III-4-13-5 既存銀行に資本参加する場合の当該銀行監督上留意すべき事項</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>(3)事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</p> <p>① 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行(以下<u>III-4-14</u>において「子銀行等」という。)に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>III-4-14-2-2 投資ファンドによる銀行主要株主認可申請</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>III-4-14-3 認可後の監督において留意すべき事項</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><b>III-4-14-4 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について</b></p> <p>(1)上記<u>III-4-14-1</u>から<u>III-4-14-3</u>の観点は、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</p> <p>(2)また、上記<u>III-4-14-1</u>から<u>III-4-14-3</u>に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p> <p><b>III-4-14-5 既存銀行に資本参加する場合の当該銀行監督上留意すべき事項</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p>
--	--

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p><u>III-4-14</u> 予備審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>III-4-15</u> 産業競争力強化法に関する銀行の留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-15-1</u> 事業再編の実施に関する指針(以下、「実施指針」という。) 一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>III-4-15-2</u> 実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>III-4-15-3</u> 実施指針二. ロ. (3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準の定義</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-15-4</u> 実施指針三の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</p> <p>実施指針三. イ. (1)から(3)まで並びにロ. (1)及び(2)については、上記<u>III-4-15-1</u>(1)から(5)までを準用する。</p> <p><u>III-4-15-5</u> 実施指針四. イ. の特定事業再編の定義に関する事項</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-16</u> 金融機能強化法に関する留意事項</p>	<p><u>III-4-15</u> 予備審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>III-4-16</u> 産業競争力強化法に関する銀行の留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-16-1</u> 事業再編の実施に関する指針(以下、「実施指針」という。) 一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>III-4-16-2</u> 実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>III-4-16-3</u> 実施指針二. ロ. (3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準の定義</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-16-4</u> 実施指針三の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</p> <p>実施指針三. イ. (1)から(3)まで並びにロ. (1)及び(2)については、上記<u>III-4-16-1</u>(1)から(5)までを準用する。</p> <p><u>III-4-16-5</u> 実施指針四. イ. の特定事業再編の定義に関する事項</p> <p>(略)</p> <p><u>III-4-17</u> 金融機能強化法に関する留意事項</p>
--	--

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>(略)</p> <p><b>III-4-16-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</b></p> <p>(1)金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下<u>III-4-16</u>において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。            ①～③ (略)</p> <p>(2)府令別紙様式第一号(記載上の注意)7. (1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8. (1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。            なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下<u>III-4-16-1</u>(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (略)            (注1)、(注2) (略)</p> <p><b>III-4-16-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>III-4-16-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><b>III-4-16-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正す</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>III-4-17-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</b></p> <p>(1)金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下<u>III-4-17</u>において「府令」という。)第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。            ①～③ (略)</p> <p>(2)府令別紙様式第一号(記載上の注意)7. (1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8. (1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。            なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下<u>III-4-17-1</u>(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (略)            (注1)、(注2) (略)</p> <p><b>III-4-17-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>III-4-17-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><b>III-4-17-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正す</b></p>
---	---

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>る法律(以下「改正法(平成 20 年 12 月施行)」といいう。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>	<p>る法律(以下「改正法(平成 20 年 12 月施行)」という。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>III-4-16-5 震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p>	<p>III-4-17-5 震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>III-4-16-6 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>	<p>III-4-17-6 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>V 協同組織金融機関</p>	<p>V 協同組織金融機関</p>
<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p>	<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p>
<p>V-1-5 準用一覧表</p>	<p>V-1-5 準用一覧表</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙6)

### 業態別の準用一覧表

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点			
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
(新設)			
III-4-13 銀行主要株主	×	×	×
III-4-14 予備審査	○	○	○
III-4-15 産業競争力強化法に関する銀行の留意事項	○	○	○
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×

(別紙6)

### 業態別の準用一覧表

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点			
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
III-4-13 暗号資産に関する留意事項	○	○	○
III-4-14 銀行主要株主	×	×	×
III-4-15 予備審査	○	○	○
III-4-16 産業競争力強化法に関する銀行の留意事項	○	○	○
III-4-17 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×

### V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係

#### V-3-6 監督指針の準用

##### V-3-6-1

信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(II-3-1-5、II-3-6-2(15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7(1)及び(2)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用する。

### V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

#### V-4-7 監督指針の準用

##### V-4-7-1

信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで(II-3-1-5、II-3-6-2(15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7(1)及び(2)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16並びにIV-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用す

### V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係

#### V-3-6 監督指針の準用

##### V-3-6-1

信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(II-3-1-5、II-3-6-2(15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7(1)及び(2)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-14、III-4-17並びにIV-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用する。

### V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

#### V-4-7 監督指針の準用

##### V-4-7-1

信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで(II-3-1-5、II-3-6-2(15)、III-1-4、III-1-6、III-1-7(1)及び(2)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-14、III-4-17並びにIV-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用する。

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

る。

なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。

V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係

V-5-5 監督指針の準用

V-5-5-1

労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2(15)、Ⅱ-5、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7(1)及び(2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-13、Ⅲ-4-16並びにⅣ-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用する。

なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2を準用することとする。

なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。

V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係

V-5-5 監督指針の準用

V-5-5-1

労働金庫等に関して、本監督指針IからIVまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2(15)、Ⅱ-5、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7(1)及び(2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17並びにⅣ-5-2-4を除く。)及び様式(4-10-1-1~4-10-3-2を除く。)・参考資料編を準用する。

なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2を準用することとする。